

西海市教育委員会（令和7年第7回定例会）会議録

期 日： 令和7年7月25 日（金） 午後2時15分開会

場 所： 西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員： 教育長 渡邊 久範
委員 北島 淳朗、矢吹 希己代、武宮 智、谷口 久美子

出席職員： 教育次長 田口 春樹

教育総務課	課長	吉浦 和也
	課長補佐	山下 健悟、熊本 英哲
	副参事	長岡 竜児（書記）
学校教育課	課長	高尾 晃
	参事	尾畑 幸二
社会教育課	課長	尾崎 淳也
	課長補佐	白濱 義晴、森下 直也

傍聴者： なし

1. 開会

○教育長

それでは、令和7年度第7回定例教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に北島委員、谷口委員を指名いたしますよろしくお願ひします。会議録は各委員への事前送付及び指名委員の署名により承認されたものとみなします。

3. 会期決定について

○教育長

次に会期の決定を議題といたします。お諮りします会期は本日1日限りといたしますがご異議はありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

続きまして、諸報告を行います。お手元の教育長一般報告7月分をご覧ください。

※以降、下表に基づき報告

月日	曜	項目
7月1日	火	第75回“社会を明るくする運動”啓発パレード出発式
7月4日	金	令和7年度第1回文化財保護審議会
		西海市いじめ等調査委員会
7月6日	日	大瀬戸パーロン大会
7月7日	月	第4回校長会研修会
7月9日	水	令和7年度第1回社会教育委員会
		西海市子ども会育成連絡協議会総会
7月10日	木	第3回教頭会研修会
7月11日	金	西海市学校教育問題対策協議会
		令和7年度西海市行政区長連絡協議会総会・懇親会
7月14日	月	第1回西海市立図書館協議会
		西海市内中学校・高等学校・西海市教育委員会合同協議会
7月15日	火	第6回部活動地域移行あり方検討委員会
		第1回学力向上推進会議
7月16日	水	帰国ALT感謝状贈呈式
7月17日 ～18日	木 ～ 金	令和7年度第2回長崎県都市教育長協議会
7月19日	土	令和7年度天正遣欧少年使節ゆかりの地海外派遣事業にかかる事前研修会

以上が7月の一般報告となります。ただいまの報告につきまして、何か質疑等ございませんか。

(質疑なし)

よろしいでしょうか。それでは以上で諸報告を終わります。ただいまより議事に入ります。

5. 議事

【日程第1】議案第46号「西海市子ども体験活動事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第1、議案第46号「西海市子ども体験活動事業費補助金交付要綱の一部を改

正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第46号「西海市子ども体験活動事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」です。本議案の提案理由ですが、子ども体験活動費補助金のうち、大会開催事業において、少子化の影響により参加する児童生徒の人数が減少した大会に対し、補助金の交付が可能となるよう、所要の改正をしようとするものです。

まず5ページの改正のポイントをお聞きください。ポイント1に改正の理由の詳細を記載しております。本市のスポーツ団体の現状として、少子化の影響もあり、団体の小規模化や活動を休止するチームも出てきている状況です。そのため、各種大会へ参加する児童生徒の人数が減少傾向にあり、さらに個人スポーツでは参加者が50名を上回ることでできない大会が実際出てきております。補助金の趣旨であるスポーツ活動を通じた健全育成事業を執行するため、参加人数が少なくても補助金を交付できるよう、今回改正を行うものです。この改正に伴う予算措置ですが、告示改正後の補助金は申請増加が見込まれるものの、現行予算計上時に前年の実績より加算をしているため、補正の必要はないと考えております。改正後の告示につきましては、告示の日から施行するという形で考えております。

次に3ページをお聞きください。3ページに本交付要綱の新旧対照表を掲載しております。その中で別表第2、補助対象事業のうち、大会開催というところで、これまで大会参加者数に応じた補助金の額、あるいはその補助率等を規定していたところですが、50名から100名までという一番下限の人数がそういった区切りになっておりまして、これが50名行かないような大会については、補助対象外になっていたということです。今回ここを改正することによって、50名いかないような大会についても補助対象にするという改正内容になっております。

具体的な大会ですけれども、西海町の黒口にあります相撲場で、相撲の大会をしております。ここの大会につきましては、参加者数がやはり年々減少傾向で、実際50名行かないような大会になって、どうにかやりくりをしながら大会をしているんですけど、入賞の商品であったりとか賞状であったりとかですね、子どもたちの頑張りに対して、やはりその主催者としてもどうにかしたいというご要望も受けております。

市全体といたしましても、その小規模化というところが進んでいますので、できるだけそういった部分についても拾い上げていくということで、今回改正をするものです。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま議案第46号の説明がありました。質疑はありますか。はい、武宮委

員どうぞ。

○武宮委員

お尋ねします。2点ありまして1点目がですね、100名までということで、補助限度額はこれまでの50名から100名と変わってないようなんですが、50名以下の場合も限度額は同じでよかったのかどうか、その必要性があるのかってということと、もう1点、今年度6月末で第一次募集が締め切られていると思うんですけど、どれぐらいの団体が申し込まれているか、その状況を教えていただければと思います。以上です。

○教育長

はい、教育次長。

○教育次長

はい。1点目について私の方から回答させていただきます。今回改正前が50名から100名の大会については、補助限度額5万円で、補助率が90%という形にしております。実際大会参加者数の区分で分けているところですが、100名まで要は50名未満も含めたところで同じような金額、上限額は同じような金額に据え置いて、補助率についても同様という形にしております。大会を開催するにあたって、いろんな種類があることはもう事実であります、やはり基本的に、大会を開催すればかかる経費、共通する経費というのがございます。

具体的に、ここについては下限の金額5万円が下限の金額っていう形で、要は、例えば100名の大会であろうと、30名とか40名の大会であろうと、やはり基本となるところに必要な経費については、ほぼ同じような金額になるだろうと。また、その大会については参加費とかですね、そういったところも徴収しますので、要は、その部分で大会の参加者数に応じたところの対応はさせていただくということで、基本的にその金額については同額という形で整理をさせていただいているところです。

2点目については社会教育課の方からお願いします。

○教育長

社会教育課長。

○社会教育課長

はい。武宮委員のご質問でございますが、6月末現在で4団体の申請がきております。以上でございます。

○教育長

他ございませんか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第46号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第46号「西海市子ども体験活動事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は原案のとおり可決されました。

【日程第2】議案第47号「西海市立学校教職員の自家用車の公務旅行に関する規程の一部を改正する訓令について」

○教育長

日程第2、議案第47号「西海市立学校教職員の自家用車の公務旅行に関する規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

はい。議案第47号「西海市立学校教職員の自家用車の公務旅行に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」です。本議案の提案理由ですが、昨今の新規採用者の状況を踏まえ、運転免許証取得後1年未満の教職員が公務旅行に支障を来たすケースが増えております。運転免許証取得後1年未満の教職員でも、公務旅行が可能となるよう今回規程の一部を改正するものです。あわせて、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴い、申請書において免許証記載事項の証明ができる書類の添付を求めることや、申請者の押印を不要とするために様式の変更を行うものです。

細かいところにつきましては改正のポイント、7ページをご覧になっていただきたいと思います。今回の改正の理由ということで、詳細をまとめておりますので、こちらをご覧になっていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、運転免許証取得後1年を経過していない新規採用者や臨時的任用教職員が多くなっております。初任者研修等の研修や公務に係る出張等の公務旅行に支障を来たすケースが増えている状況です。今年度につきましては、産休補助で任用している養護助教諭1名がこの規定にかかって支障をきたしているという状況が実際起こっている状況です。

現在では、できる限りオンラインでの出席に切り替えるなどの運用をしておりますが、対面での研修や会議が有効である場合も多く、運転免許証取得後1年未満の教職員でも、公務旅行が可能となるよう、規程の一部を改正するものです。

あわせまして、様式1公務旅行に使用する自家用車登録申請書で添付を求めている

た運転免許証の写しにつきましては、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴い、これまで運転免許証に記載があった免許の種類、取得年月日、有効期限、条件等が、マイナンバーカードと一体化された運転免許証では確認ができないため、免許証記載事項の証明ができる書類の添付を求めるよう、様式の変更を今回行うものです。また、申請者の押印を不要とするために、様式1から様式3の変更もあわせて行うものです。

具体的に、免許証記載事項の証明ができる書類とはどういったものかといいますと、デジタル庁のマイナポータルというサイトや、長崎県警察ホームページから取得できる、マイナ保険証読み取りアプリにより発行できる記載事項を印刷して添付をすることとしております。訓令の具体的な改正内容は、以上の説明で省略をさせていただきますと思います。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

ただいま、議案第47号の説明がありました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第47号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって議案第47号「西海市立学校教職員の自家用車の公務旅行に関する規程の一部を改正する訓練について」は、原案のとおり可決されました。

○教育長

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。その他について事務局から諸報告をお願いします。

6. その他

各課諸報告(資料により報告)

○教育次長

教育長よろしいでしょうか。

○教育長

はい。教育次長。

○教育次長

次の会(総合教育会議)がですね、15時からということで予定をされております。もしよろしければ、各課の行政報告の質疑につきましては、総合教育会議が終わっ

たのち、お受けしたいと思っております。よろしければそのようなご判断をしていただければと思っております。

○教育長

よろしいですか。

(はいの声)

それでは、あと5分で3時ですけども、以上で本日の定例教育委員会を一旦閉会いたします。お疲れさまでした。

(午後2時55分一時閉会)

(午後4時50分再開)

○教育長

各課からの報告について、委員の皆さま方から何かございませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

(防災食育センターの建設候補地について)市議会の答弁骨子で説明がありました。高尾課長から説明があったのが、市が所有する遊休施設の利活用をしますということで、資料の3で、ここに南中学校も加わりましたとお話しされましたよね。で次の説明で、それぞれですね選定を内部協議でしましたということに続いて、もうすでに、その地域説明会みたいなのは、西海総合支所跡地というか、そちらでという話になったんですけども、それっていわゆる経過としては、もう選定は終わったということなんですね。要するにここに決まったということなんですね。

○教育長

教育次長。

○教育次長

あくまで建設地の決定というのは、外部の委員さんが入るまちづくり構想検討委員会の中で、最終的に決定をします。今回住民説明会でお示しをしている西海総合支所の旧庁舎については、最優先の候補地ということで説明をさせていただいています。ある一定住民の理解が得られれば、最終的に委員会の中に、ここが候補地ですということで提案をするという、そういった段取りを取っているということです。

○教育長

北島委員。

○北島委員

わかりました。では、まだ最終決定には至っていないけども、部内としては、こ

こを第一候補地として、いろんな説明、地域に対する説明というの、これは、いわゆる事前の協議というのか、説明でしょうから、そういったところで外堀を固めておられるというところで、南中学校跡地とか他のところも含めて、候補地としてはまだ残っているという理解ですね。はいわかりました。ちょっと経過がわかっていなくて。

もうひとつ、学校教育課の方になんですが、全国的に教職員の不祥事というのを非常に目にしてしまう昨今ですけども、特に盗撮とか不同意行為とかですね。そうした不適切事案が増えている中で、実はだいぶ前に、ずいぶん前でしたけども、西海市出身の教職員で同様なケースもありました。ここに来て、何か西海市として教職員に対する教育とか研修とか、また、県の方で考えていらっしゃるのも、こういった不祥事案に対しての予防といいますか、そういった研修というのは何かあるんでしょうか。考えておられるのも含めてお聞きできればと思っております。

○教育長

学校教育課長。

○学校教育課長

はい、盗撮に関しては県からの通知が来て、それぞれの学校に発出したという経緯があるんですけども、その児童にかかわる不祥事があったということがありまして、その後パワーハラスメントについての不祥事もありました。令和4年度。それを受けて、令和5年度からの3年間というのは、あらゆる研修会の中で、ハラスメントについての項目を取り上げて、先生方に伝えるようにしています。それがひとつは、不祥事の防止につながっているんじゃないかなと思っております。たとえば盗撮だけを取り上げて話しをするということは、この数か月間の中ではあっておりません。通知を通して、これまでどおりハラスメントのことでやってきたことを踏まえてですね、それぞれの学校でしっかり取り組んでいただく。

具体的に3年間どんなことをやってきたかという、教職員の不祥事に関するアンケートを年に2回取るようにしました。それ以前は、やってなかったことですので、まずそれがひとつあるかなと思います。また、衛生推進者研修会というのがあるんですけども、その中でも不祥事防止に向けた研修プログラムとして取り上げてます。あとは、それぞれの学校でアンケートをとったり、研修会を開いたり、そういうものをそれぞれの学校で徹底するということが防止につながってくるのかなと思います。

○教育長

北島委員。

○北島委員

まったくハラスメントとは同列に語れないので、未成年あるいは児童・生徒に対

する不適切行為のことを言ってるんですよ。そこを、教職員の皆さんが対岸の火事ではなくて、やっぱり当事者というか、自分たちも人間ですからね、どこでどういう精神状態になるかもわからないですから。でも、絶対にやっちゃいけないことっていうのがあるわけですよ。ハラスメントは、即処罰とか刑罰とかにはあてはまりませんから。それこそ、未知的な話でもありますけど刑法の話ですよ、未成年者に対するそういった行為というのはですね。ちょっと、そこをお聞きしたかったんですけど。

○教育長

学校教育課長

○学校教育課長

盗撮とかですね、要は本人の性癖のところですよ。そこって実際は、ほとんどが報道等を見る限り、真面目にやっていた。全然そこに気づかなかったというケースがほとんどなんです。ですので、学校で行っているのは、自己分析チェックシートというのを、県内全域すべての小中学校で行っているものになるんですけど、そういったもので自分で自分の性癖に気づくとか、そういうアンケートを取って自分の中でチェックしてる。そういったことをやっている状況です。なかなかこの盗撮とかそういう性癖の部分についての把握というのは、なかなか現場としてはできないというのが現状ではあります。そうならないように、やっぱり職員室の環境づくりですね。管理職の目が行き届くようにするとか、そういったところが重要じゃないかなということで、ずっと話しているところです。

○北島委員

ぜひ意識を高めていただければなと思います。

○教育長

ほか、ございませんか。よろしいですか、ではこれで本日の定例教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午後4時55分閉会)

次回の定例教育委員会：8月27日（水）午前9時30分から

署名

令和 年 月 日

教育委員

教育委員

職員
